

塔之越 宿泊約款

第1条（適用範囲）

本約款は、民泊「塔之越」（以下、当施設）が提供する宿泊及びこれに付随するサービスに関し、当施設を運営する特定非営利活動法人大山千枚田保存会（以下、当会）が当施設の宿泊者との間に締結される宿泊契約及びこれに関連する契約に適用されます。本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

1. 宿泊契約の申込みは、所定の方法により行っていただきます。
2. 当施設は、当会が申込みを承諾したときに宿泊契約が成立します。
3. 宿泊者が当施設に宿泊中に、宿泊契約で定めた宿泊日以降の宿泊の希望を申し入れた場合、当会は、その申し入れがなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして扱います。この場合、当該申し込みを当会が承諾した時に、当該宿泊日の宿泊契約が成立するものとします。

第3条（宿泊契約の解除）

1. 宿泊契約者は、当施設に申し出て宿泊契約を解除することができます。
2. 宿泊契約者が自己の都合で宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、当施設で定めるキャンセル料を申し受けます。
3. 宿泊契約者が無連絡で、契約した宿泊日当日の到着予定時間に到着しない場合、予約はキャンセルされたものとみなすことがあります。
4. 当宿所は、以下の場合に宿泊契約を解除することがあります。
 - 宿泊者が法令や公序良俗に反する行為をした、またはそのおそれがあると認められるとき。
 - 宿泊者が騒音、暴力、暴言、指定された場所以外での花火やバーベキュー等の火の使用、キャンプ、不法投棄、公衆衛生上の問題を生じうる行為、近隣住民の私有地への立ち入り、その他の方法により近隣住民に迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - 宿泊者が故意に当施設又は当施設内の家具、備品、内装、当施設の庭の植栽等を損壊又は汚損したとき
 - 宿泊者が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき
 - ロ) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき
 - 宿泊者が伝染病にかかっていることが明らかな場合。
 - 宿泊者が施設内での喫煙や消防設備への損壊・いたずらなど、当施設の定める禁止事項に違反したとき。
 - 宿泊者が宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を当施設に求めたとき。
 - 天災、施設の故障、その他の不可抗力により宿泊が困難な場合。
 - 宿泊者が虚偽の申込みや商業目的を秘して申し込んだ場合。

- 宿泊者が宿泊契約の取消を繰り返し、当宿所が悪質と判断した場合。
- その他、当宿所の利用規則に著しく違反した場合。

第4条（宿泊の登録）

宿泊者は、宿泊日当日、氏名・住所・連絡先等、当施設が必要とする事項を所定の方法で登録していただきます。

第5条（利用時間）

1. 当施設の利用時間は、原則としてチェックイン日 15 時からチェックアウト日 10 時までとします。
2. 前項の時間外の利用については、別途追加料金をいただく場合があります。

第6条（支払い）

1. 宿泊料金等の支払いは、原則として事前振込にて、当施設が認める方法でお支払いいただきます。
2. 宿泊が可能な状態にもかかわらず宿泊者が任意に宿泊しなかった場合も、当施設は宿泊契約者に宿泊料金をお支払いいただきます。

第7条（禁止事項）

1. 施設内での火気の使用、危険物の持ち込み、ペットの持ち込み（補助犬等を除く）、喫煙の他、近隣への迷惑行為は禁止します。
2. その他、当施設が定める利用規則を遵守してください。

第8条（責任）

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、またはこれに起因して生じた損害について、当施設の責に帰すべき場合を除き、一切の責任を負いません。
2. 貴重品の管理はご自身でお願いいたします。
3. 当施設は駐車スペースのみを提供し、車両の管理責任は負いません。ただし、当施設の故意または重大な過失による損害については、賠償に応じます。
4. 宿泊者の故意または過失により当施設に損害が生じた場合、当会はその損害の賠償を請求できるものとします。

第9条（手荷物又は携帯品の事前送付及び忘れ物の保管）

1. 宿泊者の手荷物預かりはできかねます。
2. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合、宿泊名簿に書かれている連絡先に連絡をするとともに、返却方法について指示をあおぎます。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後、最寄りの警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊者の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、前条第 2 項の規定に準じるものとします。

第10条（個人情報の取扱い）

当施設は、宿泊者の個人情報を適切に管理し、法令に基づき利用いたします。

第11条（その他）

本約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。